

○内閣府令第 号

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）その他の関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名をした」を削る。

第二十二条の六第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

業務報告書雛形中「印」を削り、同雛形備考一中「婚姻前ノ氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

附属雛形（紛争解決等業務に関する報告書雛形）中「印」を削り、同雛形田次記載上の注意1、同雛形の記載上の注意1及び同雛形7記載上の姓氏→中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(船主相互保険組合法施行規則の一部改正)

第11条 船主相互保険組合法施行規則(昭和11年大蔵省令第11号)の1項を次のよう改めることとする。  
大蔵省令第11号  
運輸省

別紙様式第一印「印」を削り、同様式田次記載上の注意に次のよう改める。

3 法第16条第2項の設立認可申請書又は法第35条第6項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様式第1項「印」を置き、回数の「第4 事業費の明細」の次の欄に次のものと記入する。

3 法第16条第2項の設立認可申請書又は法第35条第6項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（業務補助等に関する規則の一部改正）

第11条 業務補助等に関する規則（昭和11年公報第6号附規第7項）の一部を次のとおり改定する。

第一号様式注意事項中の「（ア）～（シ）」の間に「（イ）～（ハ）」を繰り下す。～（イ）～（ハ）に次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第1項に記載する「印」又は、回収用印押印のものと同一。

1 提出者が監査法人である場合において、公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第20条第1項の届出書若しくは同令第21条第1項の届出書又は同令第60条の申請書若しくは同令第65条第1項の変更登録申請書に代表社員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下1において同じ。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、代表社員の氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

提出者が監査法人以外の者である場合には、公認会計士の氏名を記載する欄又は行政機関の長又はその他の法人の代表者の氏名を記載する欄に旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

（証券金庫印押又は監査役印の1枚各1枚）

第1項 証券金庫印押又は監査役印（留保川十枚大欄印銀印十枚叶）の1枚を次のものと並んで。

第1項の1枚1匣銀印印「監査役印」又は「監査役印」（留保川十一枚政

令第一百九十一号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」と、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式一中「**〔社印〕**」及び「**〔印〕**」を削り、同様式記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式一中「**〔社印〕**」及び「**〔印〕**」を削り、同様式記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令の一部改正）

第五条 公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」を削り、同様式注意事項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを1ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

一 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十一号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで

きる。

第二号様式中「氏名印」を「氏名」に改め、同様式注意事項中「第三号及び第四号」を「第一号、第四号及び第五号」に改める。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第六条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 前項第一号に規定する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十一号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第一号様式中「④」を削り、同様式記載上の注意(1)中cをdとし、bをcとし、aの次に次のように加える。

b 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することが

できる。

第一号様式中「印」を削る。

第三号様式中「印」を削り、同様式記載上の注意中2を3とし、1を2として、1として次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第四号様式中「印」を削る。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第七条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二一十六号)の一部を

次のように改正する。

第一条の九の次に次の一条を加える。

(氏名の記載)

第一条の十「この府令の規定により作成する」ととされている書類に記載する氏名については、旧氏(住

此基本印帳法施行令（昭和四十一年政令第一一四号）第二十條の十一に規定するに依る。及  
び名を括弧書で併せて記載するに付す。

第一項様式記載上の注意（有価証券通知書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏  
名」の下に代表者が署名すること。）を記す。

第一項様式記載上の注意（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書（以下この様式  
において「届出書」という。）を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が  
署名すること。）を記す。第二項様式記載上の注意（法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面  
で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、そ  
の代表者）が署名すること。）を記す。第三項様式記載上の注意（届出書）を「有価証券届出書（以下こ  
の様式において「届出書」という。）」と略す。

第一項様式記載上の注意（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券報告書を書面で提出す  
る場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。）を記す。

第一項様式記載上の注意（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券報告書を書面で提出す

る場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」ふる。

第六項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」ふる。

第六項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」ふる。  
(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」ふる。

第六項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)」ふる。  
母 「(法第27条の30の5第1項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」ふる。

第八項の規定により発行登録取下届出書を書面で提

出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。」を削り、回観帳上の注  
意(2)「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて  
「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。  
」を削る。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第八条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のとおり改正する。  
第一條の九の次に次の一条を加える。

(氏名の記載)

第一條の十 ハ)の府令の規定により作成するハシメタセヒカの書類に記載する氏名については、田氏(住  
民基本台帳法施行令(昭和四十一年政令第11百九十一号)第三十条の十三)に規定する田氏をいへ。)及  
び名を括弧書で併せて記載することができる。

第十七条の五第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略するが可能」を削  
る。

第一号様式記載上の注意(3)を次のようになります。

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

第一号様式記載上の注意(4) 十 「通知書」 や「有価証券通知書（以下この様式において「通知書」とい  
う。）」 に該当。

第一号様式記載上の注意(5)を次のようになります。

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

第一号様式記載上の注意(6)を次のようになります。

(3) 代表者の役職氏名

会社設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

第三号様式記載上の注意(3)を次のようになります。

(3) 削除

第三号の一様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 削除

第四号の一様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 削除

第四号の一様式記載上の注意(4)中「法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて最高財務責任者が自署し、かつ、自己の印を押印すること。」を置く。

第四号の一様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 削除

第五号様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 削除

第五号の一様式記載上の注意(3)を次のように改める。

(3) 削除

第五号の一様式記載上の注意(2)を次のように改める。

## (2) 削除

第八項の(法第27条の30の5第1項の規定により届出書を書面で提出する場合に  
は、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名  
すること。)」を罷め。

第九項の(法第27条の30の5第1項の規定により報告書を書面で提出する場合に  
は、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名  
すること。)」を罷め。

## (3) 削除

第九項の(法第27条の30の5第1項の規定により確認書を書面で提出する場合  
には、併せて最高財務責任者が署名すること。)を罷め、同項の(法第27条の30の5第1  
項の規定により確認書を書面で提出する場合には、併せて代理人の氏名又は名称の下に代理人（代理人が  
法人である場合には、その代表者）が署名すること。)を罷め。

第十項の二様式記載上の注記<sup>(2)</sup> 「（法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を罷め。

第十項様式記載上の注記<sup>(2)</sup> 「（法第27条の30の5第1項の規定により半期報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を罷め。

第十一年様式記載上の注記<sup>(2)</sup>を次のものに改め。

(2) 削除

第十一年の二様式記載上の注記<sup>(1)</sup>を次のものに改め。

(1) 削除

第十一年の四様式記載上の注記を罷め。

第十回の二様式記載上の注記<sup>(2)</sup> 「（法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）

が署名すること。」を罷る。

第十四項の二様式記載上の注意廿 「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。」を罷る。

第十七項様式記載上の注意一(1)を次のよう改める。

#### (1) 削除

第十九項様式記載上の注意(1)廿 「、「6-3 代理人の署名」(代理人が法人である場合には、その代表者の署名)」を罷り、「6-4」を「6-3」とし、「6-5」を「6-4」と改め、同記載上の注意(1)廿「するとともに代表者印を押印」を罷る。

#### (銀行法施行規則の一部改正)

第九条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のよつと改正する。

第一条の八第一項廿 「取締役(指名委員会等設置会社においては、取締役及び執行役)全員が署名した」を削る。

第二十八条第一項中「当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した」を削る。

第三十四条の三十四第一号の一中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三）に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第一号の一中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第三十四条の六十四の四第一号ハ及び第二号ハ、第三十四条の六十四の二十三第五号、第三十四条の六十八第三項第四号、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項並びに別表第四役員（法第五十二条の六十一の三第一項第一号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号の一中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」

」、「当該氏名」 や「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第1「印」を置き、回様式田次記載上の注欄「印」「婚姻前の氏名」 や「旧氏及び名」 に、「当該氏名」 や「当該旧氏及び名」 に改める。

同様に「印」を置き、回数表次回載上の注記欄に「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」と記入する。

別紙様式第5項の「印」を置き、回数表次回載上の注記欄に「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」と記入する。

別紙様式第10項の「印」を置き、回数表の「代表取締役 氏 名」の欄の注記欄に次のように記入する。

(記載上の注意)

1. 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。
2. 法第52条の2第1項に規定する認可申請書その他の届出に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十号の「印」（記載上の注意を除く。）は「印」を置り、回様式記載上の注意に次のように加える。

(P) この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号の「印」（記載上の注意を除く。）及び「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改め、回記載上の注意に「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改める。

別紙様式第十号の「印」を置り、回様式記載上の注意に次のように加える。

(O) この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号の「印」（記載上の注意を除く。）は「印」を置り、回様式記載上の注意に次のように加える。

(F) この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せ

て記載することができる。

別紙様式第十項の因記載上の注意<sup>(二)</sup>及び<sup>(三)</sup>「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改め、因記載上の注意<sup>(二)</sup>「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改めること。

別紙様式第十項「印」を置き、因様式田次記載上の注意<sup>(一)</sup>「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改めること。

別紙様式第十項「印」を置き、因様式田次記載上の注意<sup>(一)</sup>及び因様式田次記載上の注意<sup>(二)</sup>「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改めること。

別紙様式第十項記載上の注意<sup>(一)</sup>「記入すること」や「記入すること」に改めること。法第52条の37第1項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる」と改めること。

別紙様式第十項「印」を置き、因様式田次記載上の注意<sup>(一)</sup>に改めること。

#### 4 法第52条の37第1項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、

当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」 も記載する場合は、当該印と併せて記載する。

#### 4 法第52条の37第1項に規定する申請書に、旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、

当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更することを希望する者は、当該申請書に記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」 も記載する場合は、当該印と併せて記載する。

「印」 も記載する場合は、当該印と併せて記載する。

」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一「十一」号記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一「十四」号中「印」を削り、同様式且次記載上の注意1、同様式の記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第十条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した」を削る。

第一十五条の十四第一号の一中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一  
年政令第二百九十一号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻  
前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第一号の一中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び  
名」に改める。

第二十五条の四十五第三項第四号及び別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

#### （信用金庫法施行規則の一部改正）

第十一条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の十四第五号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二条）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第一百四十条第一号の一及び第二号の一、第一百七十条の一の三第一号ハ及び第二号ハ、第一百七十条の一の二十一第三項第四号、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項並びに別表第四役員（法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十三号中「五」を削り、同様式目次記載上の注意1・中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」

「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に加え、回様式第2記載上の姓禪一・(二)母 「第31条第3項第1号」 や 「第31条第2項第5号」 に加え。

另案表記欄十一印の(一)母 「印」 を通じ、回様式田次記載上の姓禪一・母 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に加え、回様式第2記載上の姓禪一・(二)母 「第31条第3項第1号」 や 「第31条第2項第5号」 に加え。

另案表記欄十四印の(一)母 「印」 を通じ、回様式田次記載上の姓禪一・母 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に加え、回様式第2記載上の姓禪一・(二)母 「第31条第3項第1号」 や 「第31条第2項第5号」 に加え。

另案表記欄十四印の(一)母 「印」 を通じ、回様式田次記載上の姓禪母 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に加え、回様式第13・〔国鑑版1・母版に添付する標識用印〕記長出番 ] の(一)母 「G—S I B・D—S I Bバッファービ率」 や 「G—S I B/D—S I Bバッファービ率」 に加え、回様式表記欄十二記載上の姓禪一・(二)母 「第31条第3項第1号」 や 「第31条第2項第5号」 に加え。

另案表記欄十四印の(一)母 「印」 を通じ、回様式田次記載上の姓禪一・母 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」

「当該氏名」又「当該旧氏及び名」に於く、回収帳の届出上の栏に「第31条第3項第1号」又「第31条第2項第5号」に於く。

同様に「印」又「回収帳の「理事長氏名」の栏の届出上の栏に於く。

(記載上の注意)

1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。

2 信用金庫法施行規則第53条の3第1項の認可申請書又は信用金庫法第87条第1項第6号の規定及び第100条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「理事長氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。  
同様に「印」の栏に於く。

8 信用金庫法第89条第5項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せ

て記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」も記載する場合は、当該印の「氏名」の次の欄に記載する。

(記載上の注意)

1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。

2 信用金庫法（以下「法」という。）第89条第5項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」も記載する場合は、当該印の「氏名」の次の欄に記載する。

同様に「印」も記載する場合は、当該印の「氏名」の次の欄に記載する。

〇 ものと名をぬ。

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

- 2 信用金庫法（以下「法」という。）第89条第5項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

貯金帳に記入する際は、当該氏名を括弧書で記入する。  
貯金帳に記入する際は、当該氏名を括弧書で記入する。

- 4 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び

名のみを記載することができる。

別紙様式様11十1印「印」や記入欄の「氏名」の次の記載上の姓の右側に次のものと記載。°

3 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式様11十1印の記載上の姓の右側に次のものと記載。°

別紙様式様11十1印「印」や記入欄の「代表者氏名」の次の記載上の姓の右側に次のものと記載。°  
3 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式様11十1印の記載上の姓の右側に次のものと記載。°

別紙様式第11十11印記載上の注意に次のよへどある。

8 信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第11十4印「印」を置き、同様式田文記載上の注意と、同様式の記載上の注意と及び同様式7記載上の注意と、「婚姻前の氏名」又「旧氏及び名」と、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第十一條 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「取締役（指名委員会等設置会社においては取締役及び執行役、令第一條第二項から第十五項までに掲げる金融機関においては理事）全員が署名した」を削る。

第四十一条の六第二項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第一百九十一号）第三十条の十二）に規定する氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を詔する」を「旧氏及び名を詔する」に改める。

別紙様式第一号中「印」を置り、回様式記載上の姓氏中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第一号中「印」を置り、回様式記載上の姓氏中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第三号中「印」を置り、回様式の「申請します。」の次の記載上の姓氏中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第四号中「印」を置り、回様式の「申請します。」の次の記載上の姓氏中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第五号中「印」を置り、回様式記載上の姓氏中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(賃金業法施行規則の一部改正)

第十三条 賃金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第11百九十一号）第三十条の十二）に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」と、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第八条第二号イ(3)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同条第四号中「第一号イ(2)、(4)及び(6)」を「第一号イ(2)から(4)まで及び(6)」に改め、同条第五号口中「(3)を除く。」を削り、同号へを削る。

第十条第一項第一号中「印鑑証明書（届出の日前三月以内に作成されたものに限る。第五号において同じ。）及びその」を削り、同項第五号を削る。

第一一十六条の二十九第一項第三号、第一一十六条の五十ー第四項第一号、第一一十六条の六十第一号へ、第一一十六条の七十四第二号、第二十条第五号、第三十条の六第一項第十一号及び第三十条の一十第二項第四号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第一面中「印」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第二面記載上の注記ヘ廿「婚姻により氏を改めた者の場合においては、婚姻前の氏名」や「氏を改めた者においては、旧氏及び名」と、「婚姻により氏を改めた者である場合」に改め、同様式第三面記載上の注意一及び同様式第四面記載上の注記三廿「婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名」や「氏を改めた者においては、旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号「印」を削り、同様式記載上の注意を次のよつて改める。

(記載上の注意)

- 個人である場合には、「並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。

- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

販業者様 | 取引申「印」の記入、回数や取扱いの選択肢の記入が可能。

(記載上の注意)

- 届出の事項に応じて、「第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業法施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを消すなど適宜書き換えて使用すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第11号第1面中「印」を削り、同面記載上の注意中のを削り、2を3とし、1を2とする  
して次のようになり加へる。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第11号の11冊「印」を削り、同様式記載上の注意中のを6とし、2から4番目を1番目の繰り下  
げ、1の次に次のようになり加へる。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第三号1記載上の注意中のを1とし、3を4とし、3と4にて次のようになり加へる。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第三号2記載上の注意中のを1とし、1から3番目を1番目の繰り下が、1としして次のようになり加  
へる。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第三の11記載上の注意中「姓の上」、「名の上」等を「姓の上」、「名の上」次のもへに  
加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第四中の11「印」を置き、同様式記載上の注意中「姓の上」、「名の上」次のもへに  
加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第四中の11「印」を置き、同様式に次のものに加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ

る。

別紙様式第五項第一回廿「印」を置く、回様式記載上の姓氏の「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に  
「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六項廿「印」を置く、回様式一・記載上の姓氏の「婚姻により氏を改めた者においては、  
婚姻前の氏名」や「氏を改めた者においては、旧氏及び名」に、「に婚姻前の氏名」や「に旧氏及び名」  
に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改め、回記載上の姓氏の「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」  
に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改め、回様式三・記載上の姓氏廿四の印、三十六の印、二  
をの印、一の次に次のよう記入する。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第六項4・記載上の姓氏廿四の印、三十六の印、一の次に次のよう記入する。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第六号の「記載上の注意中の（一）～（四）」を（一）～（四）の間に  
加えぬ。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第七号備考中「（一）～（三）」の次に次の（四）を加へ。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載するこ  
とができる。

別紙様式第八号中「（四）」を削り、同様式田次記載上の注欄の「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、  
「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の「（四）」を削り、同様式田次記載上の注欄の「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」  
に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号の「（四）」を削り、同様式田次記載上の注欄の「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」  
に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号中「印」を削り、同様式記載上の注欄中の「印」、「印」、「印」、「印」を次のように加へる。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号記載上の注欄「印」、「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と略す。  
別紙様式第十号「印」を削り、同様式記載上の注欄「印」、「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号「印」を削り、同様式に次のよう記載する。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十二号「印」を削り、同様式記載上の注欄「印」、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十四印中「印」を削り、同様式記載上の注意印中「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五印中「印」を削り、同様式記載上の注意印中「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七印中「印」を削り、同様式記載上の注意印中「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十八印中「印」を削り、同様式に次のよつに加える。

#### (記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十九印中「印」を削り、同様式記載上の注意印中を置き、「姓」「名」「姓と名」「名と姓」の次のように加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる

きる。

別紙様式第一「十」号中「印」を削り、同様式記載上の注意中のを6とし、2から4までを1までの繰り下げ  
、1の次に次のようすに加える。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第一「十」号中「印」を削り、同様式の「代表者の氏名」の次の記載上の注意中「婚姻前の氏名  
」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一「十一」号中「印」を削り、同様式同様式記載上の注意1、同様式の記載上の注意1及び同様式  
7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」とし、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。  
(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十四条 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(平成11年大蔵省令第三十六号)の一部を次の  
よつてに改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

(氏名の記載)

第一条の二 ハ)の府令の規定により作成するべきものとし、書類に記載する氏名については、提出(注民基本台帳法施行令(昭和四十一年政令第十五号)第三十条の十二)に規定する墨出をいい。)及び  
の名を括弧書で併せて記載すべきである。

第一号様式記載上の注意(3) a及び b 「(法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。)」を置き、同記載上の注意(3) c 「(法第27条の30の5第1項の規定により当該報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を置く。

第四号様式記載上の注意(3) a及び b 「(法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて押印すること。)」を置き、同記載上の注意(3) c 「(法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を置く。

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に關する内閣府令の一部改正)

第十五条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に關する内閣府令(平成一年大蔵省令第三十八号)の一部を次のよつて改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(氏名の記載)

第四条の二の府令の規定により作成する書類に記載する氏名又は公告若しくは公表する旨の記載の氏名については、田氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第119号）第三十条の十三）規定する田氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載し、又は公告若しくは公表する旨がである。

第九条第一項中「たゞ」、即該事項のうち黒墨及び署名については省略する旨がである」を置く。

第一号様式記載上の注意<sup>(1)</sup>中「（法第27条の30の5第一項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。）」を置き、同記載上の注意<sup>(2)</sup>中「（法第27条の30の5第一項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合は、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を置く。

第二号様式<sup>(1)</sup>「【申出者の氏名又は名称】(1) や「【申出者の氏名又は名称】」に改め、同様式<sup>(2)</sup>中「

「(2)」 や 「(1)」 に改め、回様式③中 「(3)」 を 「(2)」 に改め、回様式④中 「(4)」 を 「(3)」 に改め、回様式⑤中 「(5)」 を 「(4)」 に改め、回様式⑥中 「(6)」 や 「(5)」 に改め、回様式記載上の注意中(1)を削り、回記載上の注意中(2)を(1)へ、(3)から(4)までを(1)へ繰り上げる。

第四回様式中 「【報告者の名称】(1)」 や 「【報告者の名称】」 と、「【縦覧に供する場所】(2)」 や 「【縦覧に供する場所】(1)」 に改め、回様式③中 「(3)」 や 「(2)」 に改め、回様式④中 「(4)」 を 「(3)」 に改め、回様式⑤中 「(5)」 や 「(4)」 に改め、回様式⑥中 「(6)」 や 「(5)」 に改め、回様式⑦中 「(7)」 や 「(6)」 に改め、回様式⑧中 「(8)」 や 「(7)」 に改め、回様式記載上の注意中(2)を(1)へ、(3)から(8)までを(1)へ繰り上げる。

第五回様式記載上の注意中(1) 「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。)」 や  
「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者  
) が署名すること。)」 を置く。

第六号様式記載上の注記<sup>(ニ)</sup>中「（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「報告者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。）」を置き、「記載上の注記<sup>(ニ)</sup>中「（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を置く。

第七号様式記載上の注記<sup>(ニ)</sup>中「、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）」を削り、「6-4」や「6-3」又、「6-5」や「6-4」に改め、記載上の注記<sup>(ニ)</sup>中「「するとともに押印」を削り、記載上の注記<sup>(ニ)</sup>中「「するとともに代表者印を押印」を置く。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第十六条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「田氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第

（一百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏を「旧氏及び名を当該」とし、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十一号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第二号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第一百十条の十四第五号、第一百十条の十九第一号ハ及び第二号ハ、別表第二役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項並びに別表第四役員（法第六条の五の十第一項において

準用する銀行法第五十一条の六十ーの二第一項第一号に規定する役員を「一」、役員が法人であるときは、その職務を行つぐ者を含む。以トハの表によじて同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式田次記載上の注意1・及び同様式第13・Ⅱ記載上の注意1・中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第2記載上の注意1・(1)中「第25条第3項第1号」を「第25条第2項第5号」に改める。

別紙様式第九号の11中「印」を削り、同様式田次記載上の注意1・中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第22・記載上の注意1・(1)中「第25条第3項第1号」を「第25条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式田次記載上の注意1・及び同様式第13・Ⅲ記載上の注意1・中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同様式第2記載上の注意1・(1)中「第25条第3項第1号」を「第25条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十号の11中「印」を削り、同様式田次記載上の注意1・中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」

」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」又「当該旧氏及び名」又「第25条第3項第1号」又「第25条第2項第5号」又「第25条第3項

別紙表紙十一印記欄上の姓氏に次のものと並べる。

8 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙表紙十一印記欄の「氏 名」の次の印記欄上の姓氏に次のものと並べる。  
(記載上の注意)

1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。

2 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏

及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

司業部様十二の届出上「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）」や「法」に沿ふ。

司業部様十四の印を「印」と記す。同様の「代表者 氏名」の次の届出上の印を次のとおり記す。

(記載上の注意)

- 1 本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てる。
- 2 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5第1項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十五項の記載上の坦率な「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）」  
や「法」を含む。

別紙様式第十五項記載上の坦率なものが含まれる。

4 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の10第1項において準用する銀行法第52条の61  
の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に  
記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書  
で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十五項の記載上の坦率なものが含まれる。

3 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の10第1項において準用する銀行法第52条の61  
の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を変更する旨を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に  
記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書  
で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十五項の記載上の坦率な「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）」

)」や「法」である。

別紙様式第十七号廿「印」を置く回数の「代表者氏名」の次の記載上の姓欄に次のものと異なる。

3 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の10第1項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号の二記載上の姓欄二十「協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）」や「法」である。

別紙様式第十八号記載上の姓欄に次のものと異なる。

8 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の10第1項において準用する銀行法第52条の61の3第1項の登録申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該登録申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができます。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十八条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二十七号口中「第十項」を「第十一項」に、同条第二項中「第五項」を「第六項」に、同条第三項第一号二、第三号二及び第四号ホ中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する書面に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができ

る。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十九条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の六の次に次の二条を加える。

(氏名の記載)

第四条の七「」の府令の規定により作成する「」とされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第二十七条の五第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略する」とができる」を削る。

第四号様式記載上の注意(2)中「(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。)」を削る。

銀団印の「證券届出書」の~~押印~~<sup>○</sup> 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）」を記入し、  
「証券届出書」の~~押印~~<sup>○</sup> 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を記入。

銀団印の「證券届出書」の~~押印~~<sup>○</sup> 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）」を記入。

銀団印の「證券届出書」の~~押印~~<sup>○</sup> 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）」を記入し、  
「証券届出書」の~~押印~~<sup>○</sup> 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を記入。

銀団印の「證券届出書」の~~押印~~<sup>○</sup> 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提

出する場合には、併せて代表者印を押印すること。」 やはり。

継承中の団體が届出上の地位に付 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」 やはり。

継承中の団體が届出上の地位に付 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）」 やはり。

継承中の団體が届出上の地位に付 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）」 やはり  
（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」 やはり。

継承中の団體が届出上の地位に付 「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）」 やはり。

銀水印の「**監査官の印**」の右側に「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）」を記載し、  
「監査官の印」の右側に「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、その代表者）が署名すること。」を記載。

銀水印の「**監査官の印**」の右側に「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）」を記載。

銀水印の「**監査官の印**」の右側に「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。）」を記載。

銀水印の「**監査官の印**」の右側に「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）」を記載  
「監査官の印」の右側に「（法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、その代表者）が署名すること。」を記載。

名すること。」」を置く。

第十九号様式記載上の注意(1)を次のものに改める。

(1) 削除

第十六号様式記載上の注記(2)「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。」」を置く。

第十七号様式記載上の注記(1)を次のものに改める。

(1) 削除

第十八号様式記載上の注記(2)「(法第27条の30の5第1項の規定により訂正発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。」」を置く。

第十九号様式記載上の注記を置く。

第十九号の11様式記載上の注意を置く。

録11十印様式記載上の注欄(二)「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を罷め。

録11十印の11様式記載上の注欄(二)「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録取下届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を罷め。

録11十1印様式記載上の注欄(二)を次のものに替わる。

(1) 削除

録11十1印の11様式記載上の注欄(二)を次のものに替わる。

(1) 削除

録11十1印様式記載上の注欄(二)及び録11十1印の11様式記載上の注欄(三)「(法第27条の30の5第1項の規定により発行登録追補書類を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人(代理人が法人である場合には、その代表者)が署名すること。)」を罷め。

第11十11号様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 削除

第11十11号の11様式記載上の注意(1)を次のように改める。

(1) 削除

第11十4号様式記載上の注意(1)及び第11十4号の11様式記載上の注意(3)「（発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を削除。

第11十5号の11様式記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 削除

第11十6号様式記載上の注意(1)「、「7-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）」を削除、「7-4」や「7-3」又は「7-5」や「7-4」に改め、同記載上の注意(6)「「するとともに代表者印を押印」を削除。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

（氏名の記載）

第一条の「」の府令の規定により作成する「」もやれている書類に記載する氏名については、田氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第一百九十一号）第三十条の十三に規定する田氏をいふ。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第三条第一項中「ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略する」がやれぬ」を削る。

第二号様式中「【届出者の名称】(2)」を「【届出者の名称】」と、「【代理人の氏名又は名称】(3)」を「【代理人の氏名又は名称】(2)」と、「【縦覧に供する場所】(4)」を「【縦覧に供する場所】(3)」に改め、同様式第1の2中「(5)」を「(4)」に改め、同様式第1の3中「(6)」を「(5)」に改め、同様式第1の4中「(7)」を「(6)」に改め、同様式第1の5中「(8)」を「(7)」に改め、同様式第1の6中「(9)」を「(8)」に改め、同様式第1の7中「(10)」を「(9)」に改め、同様式第1の8中「(11)」を「(10)」に改め、同様式第1の9

母「(12)」又「(11)」に改め、回収証第2の1母「(13)」又「(12)」に改め、回収証第2の2母「(14)」を「(13)」に改め、回収証第2の3母「(15)」又「(14)」に改め、回収証第2の4母「(16)」又「(15)」に改め、回収証第2の4(1)母「(17)」又「(16)」に改め、回収証第2の5母「(18)」又「(17)」に改め、回収証上に記載上の姓母(2)を置り、回収証上の姓母(3)又「(2)」に改め、「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を置く、回収証上の姓母(3)を置く、置かれた後がドヤーベルの繰り上げである。

録(1)中様母母「【届出者の名称】(1)」又「【届出者の名称】」又「【代理人の氏名又は名称】(2)」を「【代理人の氏名又は名称】(1)」又「【縦覧に供する場所】(3)」又「【縦覧に供する場所】(2)」に改め、回収証(2)母「(4)」又「(3)」に改め、回収証(3)母「(5)」又「(4)」に改め、回収証(4)母「(6)」又「(5)」に改め、回収証(5)母「(7)」又「(6)」に改め、「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」を置く、回収証上の姓母

廿二を二とし、(3)から(6)が並んで記載の繰り上りる。

第四弾式記載「【報告者の名称】(2)」や「【報告者の名称】」<sup>レ</sup>、「【代理人の氏名又は名称】(3)」や「【代理人の氏名又は名称】(2)」<sup>レ</sup>、「【縦覧に供する場所】(4)」や「【縦覧に供する場所】(3)」<sup>レ</sup>を、同様に(5)と(4)に改め、同様に(3)と(6)に改め、同様に記載上の社名<sup>レ</sup>を置き、「(5)」や「(4)」<sup>レ</sup>に改め、「(2)」<sup>レ</sup>に改め、「(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）」<sup>レ</sup>に改め、「記載上の社名<sup>レ</sup>を記載し、並んで記載の繰り上りる。

第五弾式記載上の社名<sup>レ</sup>、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）<sup>レ</sup>を置き、「6-4」や「6-3」<sup>レ</sup>、「6-5」や「6-4」<sup>レ</sup>に改め、記載上の社名<sup>レ</sup>を「するとともに代表者印を押印」<sup>レ</sup>に改める。

(保険業法施行規則の一部改定)

第111条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第5号）の一部を次のよひに改定する。

第一百四十四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 登録申請者（個人である場合に限る。）又はその法定代理人の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この号、第二百十九条第一項第三号口及び第二百三十九条の五第三項第四号において同じ。）及び名を当該登録申請者及びその法定代理人の氏名に併せて法第二百七十七条第一項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該登録申請者及びその法定代理人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類

第一百十九条第一項第三号を次のように改める。

三 登録申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類  
ロ 当該登録申請者の旧氏及び名を当該登録申請者の氏名に併せて法第二百八十七条第一項の登録申請書に記載した場合において、イに掲げる書類が当該登録申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類

第一「印」十四条の十六第一項中「次項」を「次項及び第一「印」」に改める。

第一「印」十九条の五第三項第四号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式田次記載上の注意1及び同様式第16記載上の注意2中「婚姻前  
前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号の「印」を削り、同様式田次記載上の注意1及び同様式第16記載上の注意2中「  
婚姻前  
婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号の「印」を削り、同様式田次記載上の注意1中「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」  
に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号中「印」を削り、同様式田次記載上の注意1、同様式第12(1)記載上の注意2及び同様  
式第一の「3 社外役員に関する事項」の次の記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、  
「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第七号の「印」を削り、同様式田次記載上の注意1、同様式第12(1)記載上の注意2及び  
同様式第一の「3 社外役員に関する事項」の次の記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」

「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第七号の印「印」を置り、回様式田次記載上の姓氏「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第八号「印」を置り、回様式記載上の姓氏「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第八号の印「印」を置り、回様式の「申請します。」の次の記載上の姓氏「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第八号の印「印」を置り、回様式の「申請します。」の次の記載上の姓氏「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第八号の印「印」を置り、回様式の「申請します。」の次の記載上の姓氏「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第八号の印「印」を置り、回様式記載上の姓氏「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第八号の大印「印」を置り、回様式記載上の注欄「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号印「印」を置り、回様式備考中3を4印、2を3印、1を2印、1印を次の行に加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号印「印」を置り、回様式備考中2を3印、1を2印、1印を次の行に加える。

1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号印「印」を置り、回様式記載上の注欄「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十号印「印」を置り、回様式記載上の注欄「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一印「印」を置り、回様式田次記載上の注意一印「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に  
、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一印の印「印」を置り、回様式田次記載上の注意一印「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」  
に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一印（記載上の注意を除く。）印「印」を置り、回様式記載上の注意2(1)及び2印「記  
入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改め、回記載上の注意2(3)印「記  
入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改め、回記載上の注意2  
(3)に次のよう記入する。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載すること  
ができる。

別紙様式第十二印の印「印」を置く。

別紙様式第十三印の印（記載上の注意を除く。）印「印」を置り、回様式記載上の注意2(1)及び2印  
「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改め、回記載上の注意2(3)を

「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に加え、回記載上の注意の欄に次のよう記入される。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十四項印「印」を置き、回様式田次記載上の注意一項「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十項印「印」を置き、回様式田次記載上の注意一項「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六項第一回印「印」を置き、回様式第三面記載上の注意二項「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書き」や「旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書」に改める。

別紙様式第十六項の二回印「印」を置き、回様式記載上の注意を次のよう記入する。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。

2. 法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式様十ニ申「印」を置く、回欄紙の「代表者の氏名」の次の回欄上の姓「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」ノリ、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」ノリ等々。

別紙様式様十ニ申の印「印」を置く、回欄紙回欄上の姓「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」ノリ、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」ノリ等々。

別紙様式様十ニ申の印「印」を置く、回欄紙回欄上の姓「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」ノリ、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」ノリ等々。

別紙様式様十ニ申の印「印」を置く、回欄紙回欄上の姓「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」ノリ、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」ノリ等々。

別紙様式様十ニ申の印「印」を置く、回欄紙回欄上の姓「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」ノリ、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」ノリ等々。

「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第十六号の八廿「印」を置り、同様式記載上の姓姓母「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 に、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第十六号の九廿「印」を置り、同様式記載上の姓姓母「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 に、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第十六号の十廿「印」を置り、同様式記載上の姓姓母「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 に、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第十六号の十一廿「印」を置り、同様式記載上の姓姓母「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 に、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第十六号の十二廿「印」を置り、同様式記載上の姓姓母「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 に、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第十六号の十三廿「印」を置り、同様式記載上の姓姓母「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 に、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第十六号の十四号「印」を削り、回様式記載上の注題号「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に  
、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十五号「印」を削り、回様式記載上の注題一・号「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」  
」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十七号「印」を削り、回様式田次記載上の注意2、回様式第1の「2 会社役員に  
關する事項」の次の記載上の注題及び回様式第1の「3 社外役員に關する事項」の次の記載上の注題2  
号「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十八号「印」を削り、回様式田次記載上の注意2及び回様式第16記載上の注題2  
号「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の十九号「印」を削り、回様式田次記載上の注題2号「婚姻前の氏名」を「旧氏及び  
名」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十六号の二十号「印」を削り、回様式田次記載上の注題2号「婚姻前の氏名」を「旧氏及び  
名」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十九の「印」を置く、回様式記載上の注意一・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」等、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十の「印」（記載上の注意を除く。）母「印」を置く、回様式記載上の注意二(1)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改め、回様式記載上の注意二(2)母「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改め、回様式記載上の注意二(3)に改める。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十の「印」（記載上の注意を除く。）母「印」を置く、回様式記載上の注意二(1)中「記入し、押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改め、回様式記載上の注意二(2)母「記入し、代表者印の押印又はこれに類する行為を行うこと」や「記入すること」に改め、回様式記載上の注意二(3)「婚姻により」や「婚姻前の氏名を「代表者氏名」及び「氏名」欄に（ ）書き」や「旧氏及び名を「代表者氏名」欄及び「氏名」欄に括弧書」に改める。

別紙様式第十六号の「印」を置き、同様式田次記載上の姓氏一栏「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」又、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」を置く。

別紙様式第十六号の「印」を置き、同様式田次記載上の姓氏一栏「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」又、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」を置く。

別紙様式第十七号登録申譜書（生命保険募集人）一栏「氏 名

印」や「氏 名」を改め、同様式田次記載上の姓氏・名称又は氏名

印」や

「法定代理人の商号・名称又は氏名」に改め、同様式記載上の姓氏に次のものと置く。

4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十七号登録申譜書（損害保険代理店）一栏「氏 名

印」や「氏 名」を改め、同様式田次記載上の法定代理人の商号・名称又は氏名

印」や

「法定代理人の商号・名称又は氏名」を改め、同様式記載上の姓氏に次のものと置く。

4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで

きる。

別紙様式第十七号登録申請書（少額短期保険募集人）中「氏名

印」又は「氏名」に改め、同様式中「法定代理人の商号・名称又は氏名印」又

「法定代理人の商号・名称又は氏名」に改め、同様式記載上の逆順に次の順に記入。

4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第十七号の11冊「印」を置き、同様式に次の順に記入。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十八号中「印」を置き、同様式に次の順に記入。

(記載上の注意)

法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届

出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式様1-10-1印「印」を置く、回収用紙上の右欄に次のものと置く。

(記載上の注意)

法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式様1-10-2印「印」を置く、回収用紙上の右欄に次のものと置く。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式様1-10-1印「印」を置く、回収用紙上の右欄に次のものと置く。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

「印」や「印」と記載する場合は、括弧書で記載する。

(記載上の注意)

1. 登録申請書の第2面以後に係る変更届出書については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

2. 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」や「印」と記載する場合は、括弧書で記載する。

(記載上の注意)

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

3 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第一項印鑑募集に従事する専門・使用人より送り回す印鑑（署名印鑑）印「氏名」印鑑を次のものへ  
記載する。

(記載上の注意)

1 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による

届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

司業業者様「十日卯申改塗轄様」（忠輔やの忠政・忠政へと迷ひ西田忠輔（今頃は忠政）忠政へ）母「氏  
名  
印」や「氏  
名」に忠政、臣業者様「忠輔」の忠輔や忠

- 77 -

(記載上の注意)

1 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による

届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又

は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第11十五号保険募集に従事する役職・使用人による印（保険会社）又「氏　　名  
印」又「氏　　名」と略す、回数が記載上の困難に次のように記  
入れること。

3 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第11十五号の11冊「印」又は「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3カ  
年度）」の次の記載上の困難を次のよう記入せよ。

#### （記載上の注意）

1. 上記1. から4. までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

2. 法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

（註）「印」又は「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3カ年度）」の欄に記載する場合は、当該欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

#### （記載上の注意）

1. 上記1.から4.までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。
2. 法第277条第1項の登録申請書又は法第280条第1項の規定及び第215条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」を記入する。「代表者又は管理人の氏名」の欄に「印」を記入する。

#### (記載上の注意)

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」を記入する。「氏名」の欄に「印」を記入する。

#### (記載上の注意)

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び第220条第1項第1号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十八号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部改正)

第二十一条 損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「」の場合において、当該代理人は、異議申出人とともに異議申出書に署名又は記名押印しなければならない。」を削る。

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十三条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年總理府大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五号を削る。

別紙様式第一号第1面中「」」を削り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式簿「印紙」の印紙簿上の姓欄「**母**」「括弧書き」や「括弧書」に沿ふ、印紙簿上の姓欄の「**母**」「括弧書き」、「婚姻により」や「婚姻前の氏名」や「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「括弧書き」や「括弧書」に沿ふ。

別紙様式簿「印紙」や「印紙簿」の印紙簿上の姓欄の「**母**」「括弧書き」に沿ふ。

2. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式簿「印紙」や「印紙簿」の印紙簿上の姓欄「**母**」「括弧書き」、「婚姻前の氏名」や「氏を改めた者における旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に、「括弧書き」や「括弧書」に沿ふ。

別紙様式簿「印紙」や「印紙簿」の印紙簿上の姓欄「**母**」「括弧書き」、「婚姻前の氏名」や「氏を改めた者における旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「括弧書き」や「括弧書」に沿ふ。

ては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名」又、「当該氏名」又「当該旧氏及び名」又「括弧書き」又「括弧書」に改め、回記載上の注意

意2・母「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名を括弧書き」又「旧氏及び名を括弧書き」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十一年總理府令第百一十八号）の一部を次のよつてに改正する。

第九条第一項第一号の1中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第百九十一号）第三十条の十三）に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」又「婚姻前の氏名を証す」を「旧氏及び名を証す」に改める。

第二十七条第一項第三号口及び第四号口中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第一面中「印」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1. 不要な字句は消して使用すること。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

同業者様へ申す旨記載上の注意を述べます。

(記載上の注意)

1. 「受理番号」は、新計画届出書を提出する場合に、前に提出した業務開始届出書副本に記載され  
た受理番号を記載すること。
2. 「届出の区分」は、該当するものに○印を付けること。
3. 「商号」は、特定目的会社登記簿上の商号を記載すること。
4. 「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記載された通称があると  
きは、括弧書で併せて記載することができる。
5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ  
る。
6. 「営業所」とは、資産の流動化に係る業務を営む者が一定の場所で当該業務の全部又は一部を継

統して當む施設をいい、これを主たる営業所及び従たる営業所に区分して、主たる営業所から順に名称、所在地等を記載すること。

- (1) 主たる営業所とは、特定目的会社登記簿上の本店をいう。
- (2) 従たる営業所とは、支店又は出張所その他の名称の如何を問わず、主たる営業所以外の営業所をいう。

7. 「会計参与設置会社」は、会計参与設置会社である場合に、□にレ印を付けること。

8. 「使用人」とは、資産の流動化に関する法律施行令第2条に規定する使用人をいう。

9. 営業所、取締役及び監査役、会計参与並びに使用人について記載しきれないときは、別途この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

戸籍登録 | 叩頭の固體書上の姓氏を「姓」、「名」、「通称」、「配偶者」、「子供」に次のように記入。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「商号、氏名又は名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第4面記載上の注意<sup>甲</sup>・を<sup>3</sup>・<sup>ル</sup>・<sup>1</sup>・の次に次のよう<sup>ル</sup>に加へる。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「取締役及び監査役の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号の<sup>11</sup>印「印」を削り、同様式記載上の注意<sup>甲</sup>を次のように加へる。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第11印「印」を削り、同様式記載上の注意<sup>甲</sup>を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第11印「印」を削り、同様式記載上の注意<sup>甲</sup>を削り、<sup>3</sup>・<sup>を4</sup>・<sup>ル</sup>・<sup>1</sup>・<sup>を3</sup>・<sup>ル</sup>・<sup>1</sup>・<sup>の</sup>の次に次のよう<sup>ル</sup>に加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四印「印」を削り、同様式記載上の注意<sup>甲</sup>・を<sup>3</sup>・<sup>ル</sup>・<sup>1</sup>・<sup>を2</sup>・<sup>ル</sup>・<sup>1</sup>・<sup>ル</sup>・<sup>ト</sup>

次のようになります。

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号印「印」を置き、回数が記載上の注欄を次のよう記入する。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号印「印」を置き、回数が記載上の注欄を次のよう記入する。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号印「記載上の注欄を次のよう記入する。

(記載上の注意)

1. 保有する特定出資の金額の多い順序に従い5名（法人を含む。）について記載すること。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」に括弧書で併せて記載することができる。

る。

別紙様式様七中2・記載上の注意中2・や4・ル2・2・や3・ル2・1・ル2・ル2ト次の  
のようになります。

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式様八中2・記載上の注意中2・や3・ル2・1・ル2ト次の  
のようになります。

(記載上の注意)

1. 「受理番号」は、業務開始届出書副本に記載された受理番号を記載すること。
2. 法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した  
者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を  
記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することが  
できる。

別紙様式様九中2・記載上の注意中2・や3・ル2・1・ル2ト次の  
のようになります。

2項の届出書」 や「法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書」 リ、「婚姻前の氏名」 や「旧氏及び名」 リ、「当該氏名」 や「当該旧氏及び名」 リ、「「代表者の氏名」 欄」 や「氏名を記載する欄」 リ、「括弧書き」 や「括弧書」 リ略々。

同様に「印」 や「印」 が記載された場合は、印の横に括弧書きで記載する。この場合、印の横に括弧書きで記載する。この場合、印の横に括弧書きで記載する。

「括弧書き」 や「括弧書」 リ略々。

同様に「印」 や「印」 が記載された場合は、印の横に括弧書きで記載する。この場合、印の横に括弧書きで記載する。この場合、印の横に括弧書きで記載する。

「括弧書き」 や「括弧書」 リ略々。

同様に「印」 や「印」 が記載された場合は、印の横に括弧書きで記載する。この場合、印の横に括弧書きで記載する。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書きで併せて記載することがで

きる。

「印」を置く、又は欄の右端に姓氏を記載する場合、「法第4条第2項の届出書」又は「法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書」又は「婚姻前の氏名」又は「旧氏及び名」又は「当該氏名」又は「当該旧氏及び名」又は「代表者の氏名」欄又は「氏名を記載する欄」又は「括弧書き」又は「括弧書」を略す。

「印」を置く、又は欄の右端に姓氏を記載する場合、「法第4条第2項の届出書」又は「法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書」又は「婚姻前の氏名」又は「旧氏及び名」又は「当該氏名」又は「当該旧氏及び名」又は「代表者の氏名」欄又は「氏名を記載する欄」又は「括弧書き」又は「括弧書」を略す。

#### (記載上の注意)

法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」を置く、又は欄の右端に姓氏を記載する場合、「法第4条第2項の届出書」又は「法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書」又は「婚姻前の氏名」又は「旧氏及び名」又は「当該氏名」又は「当該旧氏及び名」又は「代表者の氏名」欄又は「氏名を記載する欄」又は「括弧書き」又は「括弧書」を略す、又は欄の右端に姓氏を記載する場合、「法第4条第2項の届出書」又は「法第4条第1項又は法第9条第1項の規定による届出書」又は「婚姻前の氏名」又は「旧氏及び名」又は「当該氏名」又は「当該旧氏及び名」又は「代表者の氏名」欄又は「氏名を記載する欄」又は「括弧書き」又は「括弧書」を略す。

や「旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「代表者の氏名」欄<sup>レ</sup>や「氏名を記載する欄」<sup>レ</sup>、「括弧書き」<sup>レ</sup>、「括弧書」<sup>レ</sup>である。

同様に欄十田印欄一欄由「印」<sup>レ</sup>と記され、回縦欄上の姓欄<sup>レ</sup>、母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「代表者の氏名」欄<sup>レ</sup>や「氏名を記載する欄」<sup>レ</sup>、「括弧書き」<sup>レ</sup>、「括弧書」<sup>レ</sup>なる、回縦欄上の姓欄<sup>レ</sup>、母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「当該氏名」<sup>レ</sup>、「当該旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「代表者の氏名」欄<sup>レ</sup>や「氏名を記載する欄」<sup>レ</sup>、「括弧書き」<sup>レ</sup>、「括弧書」<sup>レ</sup>である。

同様に欄十長印由「印」<sup>レ</sup>と記され、回縦欄上の姓欄<sup>レ</sup>、母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「代表者の氏名」欄<sup>レ</sup>や「氏名を記載する欄」<sup>レ</sup>、「括弧書き」<sup>レ</sup>、「括弧書」<sup>レ</sup>なる、回縦欄上の姓欄<sup>レ</sup>、母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」<sup>レ</sup>、「代表者の氏名」欄<sup>レ</sup>や「氏名を記載する欄」<sup>レ</sup>、「括弧書き」<sup>レ</sup>、「括弧書」<sup>レ</sup>である。

(設置権託及の設資法人に課すの法律施行規則の一部改訂)

第二十五条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十一年總理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一百八条第一項第一号の一中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第百九十一号）第三十条の十二）に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二百十五条第四号の二及び第二百十九条第三号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第1面中「印」を削り、同様式第2面記載上の注意に次のように加える。

5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第1面中「氏名

印」を「氏名」と改め、同様式第2面記載上の

注意1・中「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名を（）書きで氏名に」や「旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で」に改める。

別紙様式第一号の二中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 設立企画人が法人である場合には、誓約書面中「設立企画人及び設立時執行役員の候補者」とあるのは「設立時執行役員の候補者」とする。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

司業證が據て印「印」を置く。臣業證の左側に右側のものと並んで置く。

(記載上の注意)

1. 外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条  
第2号から第5号まで」とする。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

司業證が據て印「印」を置く。臣業證の左側に右側のものと並んで置く。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第五印「印」を置く、回数式記載上の姓の次のものと置く。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第六印記載上の姓の次のものと置く。

4. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第七印「印」を置く、回数式記載上の姓の次のものと置く。

4. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第八印「印」を置く、回数式記載上の姓「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」より、「当該  
氏名」や「当該旧氏及び名」に置く。

別紙様式第九号第1面中「印」を置き、同面中「事実に相違ありません。」の次に次のよう記入される。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第九号第4面記載上の注欄中2・を置き、3・を2・に改める。

別紙様式第九号の11番「印」を置き、同様式に次のよう記入される。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号「印」を置き、同様式記載上の注欄を次のよう改める。

(記載上の注意)

1. 外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号」とあるのは、「第98条

第2号から第5号まで」とする。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式様十一印「印」を置く、回収用紙上に姓を次のものと改め。

(記載上の注意)

1. 外国人である場合には、誓約書面中「第98条第2号、第4号及び第5号並びに」とあるのは、「  
第98条第2号から第5号まで及び」とする。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式様十二印（記載上の姓を置く。）印「印」を置く、回収用紙上に姓を次のものと改  
める。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式様十三印「印」を置く、回収用紙上に姓を次のものと改める。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第十九印「印」を置り、回様式記載上の姓<sup>一</sup>・<sup>二</sup>「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」より、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十七印「印」を置り、回様式記載上の姓<sup>一</sup>・<sup>二</sup>「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」より、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十八印「印」を置り、回様式の「執行役員名」の次の記載上の姓<sup>一</sup>及び回様式記載上の姓<sup>二</sup>・<sup>三</sup>「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」より、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十九印「印」を置り、回様式記載上の姓<sup>一</sup>「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」より、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第二十印「印」を置り、回様式第2回記載上の姓<sup>一</sup>に次のよう<sup>二</sup>に加えめる。

5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

(資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正)

第二十六条 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「**四**」を削り、同様式記載上の注意中8・を9・とし、2・から7・までを1ずつ繰り下げ  
、1・の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第一十七条 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「**四**」を削り、同様式記載上の注意中8・を9・とし、2・から7・までを1ずつ繰り下げ  
、1・の次に次のように加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部改正）

第11十八条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条ただし書きを削る。

第二条第四項第三号イ中「抄本」の下に「（電子開示システム専用書に当該専用者の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第11百九十一号）第三十条の十二）に規定する旧氏をいふ。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載する場合には、当該旧氏及び名の記載があるものに限る。」を加える。

第四条ただし書きを削る。

第一号様式記載上の注意(1)中「、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）」を削り、「6-4」を「6-3」と、「6-5」を「6-4」に改め、記載上の注意(4)を次のように改める。

b 届出者が個人である場合には、氏名を記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

第一号様式記載上の注意⑮を次のよつと改める。

(5) 代表者の役職氏名

届出者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名を記載すること。

なお、氏を改めた者においては、(4)bに準じて記載することができる。

第一号様式記載上の注意⑯及ぼ第一号様式記載上の注意⑰「、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）」を削り、「6-4」や「6-3」又、「6-5」や「6-4」に改める。

(金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正)

第一十九条 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のよつと改める。

第五条第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第六号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十条第二項第一号口(3)中「書面（）」の下に「役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含み、」を加え、同項第一号口中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 旧氏及び名を、氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、(1)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十四条第二項第二号口及び第三号口、第三十条第四号及び第六号、第三十六条第一項第一号口及び第三号口、第四十条第三項第二号ニ並びに第四十五条第一項第一号口中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式中「商号、名称又は氏名

印(イ)」を「商号、名称又は氏名

(イ)」に改め、回様式注意事項1に次のように記される。

亦 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式注意事項2(イ)中「記入し、押印する」を「記入する」に改め、回注意事項2(イ)(2)中「記入、押印する」を「記入する」に改め、回注意事項2(イ)(3)中「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

(金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正)

第三十条 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十  
八号）の一部を次のよつてに改正する。

様式第1中「代表者の氏名 印」や「代表者の氏名」に改め、回様式備考中2・を削り  
、3・を2・ル、2・の次に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第11号「代表者の氏名」に於て、回数帳様式廿一、を記印」や「代表者の氏名」に於て、回数帳様式廿一、を記入、又は、ル・ル、ル・ル、ル・ル、ルの次に次のものと記入べ。

3. 法第3条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13)に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

様式第廿一（様式様式廿一）廿「印」を記入、回数帳様式廿一、を記入、ル・ル、ル・ル、ルの次に次のものと記入べ。

2. 法第3条の規定による申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13)に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(五) 電子の伝達やその他の電子的手段により送信された行政の機関等に課すものと記入の

部改正)

第三十一条 内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「別表に掲げる内閣府の所管する法令」を「内閣府の所管する金融関連法令」に改める。

別表（第一条関係）を削る。

（日本公認会計士協会に関する内閣府令の一部改正）

第三十一条 日本公認会計士協会に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「㊀」を削り、同様式記載上の注意に次のように加える。

5. 氏名の記載方法

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13(二)規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1号中「印」を置く。

(金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正)

第三十一条 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のとおり改正する。

様式第一（記載上の注意を除く。）中「印」を置く、同様式の「第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の次の記載上の注意の「（二）「代表者が記名押印又は自ら署名すること」や「代表者の役職及び氏名を記載すること」に改め、同記載上の注意の「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を置く、同記載上の注意の「（二）の（二）」に次のように加える。

（3）氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載ができる。

様式第一（記載上の注意を除く。）中「印」を置く、同様式の「第10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。）」の次の記載上の注意の「（二）「代表者が記名押印又は自ら署名すること

」 や「代表者の役職及び氏名を記載すること」 や「**同**記録上の<sup>の</sup>姓氏」 や「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」 や「**同**記録上の<sup>の</sup>姓氏」 や「**の**も<sup>の</sup>」 が規定。

- (3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

**業者**（記録上の<sup>の</sup>姓氏） や「印」 や「**同**業者」 の「第10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。）」 の記録上の<sup>の</sup>姓氏 や「**の**も<sup>の</sup>」 「**の**とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」 や「**同**記録上の<sup>の</sup>姓氏」 や「**の**も<sup>の</sup>」 が規定。

- (3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

**業者**（記録上の<sup>の</sup>姓氏） や「印」 や「**同**業者」 の「第7 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等（第32条に規定する金融機関等をいい、経営

計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。以下同じ。) を発行者又は債務者とするものの額及びその内容」の次の記載上の坦欄又は「代表者が記名押印又は自ら署名すること」又「代表者の役職及び氏名を記載すること」又は「回記載上の坦欄又は「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」の記載上の坦欄又は「次のものと同様」。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

選出候用（記載上の坦欄又は「印」の記載上の坦欄又は「次のものと同様」。

## 2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

選出候用（記載上の坦欄又は「印」の記載上の坦欄又は「次のものと同様」。

## 2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

業者印（記録上の押印を含む。）又「印」を記入して記録する「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の記録上の押印又「代表者が記名押印又は自ら署名すること」や「代表者の役職及び氏名を記載すること」を記入して記録する「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を記入して記録する。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

業者印（記録上の押印を含む。）又「印」を記入して記録する「第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持

株会社等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。」の次の記述との对照を示す。  
・(2)「とともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」の記述と  
同様。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

整理欄（記述との对照欄を省略）。  
・(2)「印」の記述と  
「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策」の記述との对照。

## 2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

株式会社十（同上）の社名を除く。）母「印」を記入、回数券の「第5 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等以外の場合に限る。）」の次の欄に記入するものとする。

## 2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象協同組織金融機関等及び協同組織中央金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

株式会社十（同上）の社名を除く。）母「印」を記入、回数券の社名を記入するものとする。

## 2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一「届書」の記載の、且「記載するとともに」や「記載するとともに」を除く。

様式第十一の「第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策」の次の欄  
上の記載の、次のものと異なる。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に

規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一の「第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策（経営強化  
計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第27条第1項の申込みをする場  
合に限る。）」の次の欄上の記載の、次のものと異なる。

(3) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に

規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一の記載の、次のものと異なる。

## 2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表

者の役職及び氏名を記載すること。

(2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

#### (信託業法施行規則の一部改正)

第三十四条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のとおり改正する。

第五条第二項第三号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第二百九十一号）第三十条の十三）に規定する旧氏をいう。以下同じ。」及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同項第四号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十三条第一項第一号の一及び第一号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十七条第一項中「第一項及び第四項」を「以下の条」に改め、同条第三項中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 主要株主の旧氏及び名を当該主要株主の氏名に併せて法第十七条第一項の対象議決権保有届出書に

記載した場合において、前号に掲げる書類が当該主要株主の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第四十四条第二項第十号の一及び第十一号の一、第四十五条第一項第十号の一及び第十一号の一、第四十六条第二項第十号の一及び第十一号の一、第四十七条第一項第十号の一及び第十一号の一、第五十一条の四第三号の一、第五十三条第二項第三号の一、第五十四条第二項第六号の一、第五十八条第一項第三号の二、第七十一条第一号の二及び第二号の一、第八十条の五第三項第三号の一、別表第一取締役、執行役、会計参与又は監査役の変更の項、別表第七役員の変更の項及び国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更の項並びに別表第十役員の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第1面（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1号第4面記載上の注意及び同様式第4-2面記載上の注意「婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名」や「氏を改めた者においては、旧氏及び名」又、「（ ）書き」や「括弧書」に改める。

別紙様式第1号第1面（記載上の注意を除く。）の「印」を記り、同面記載上の注意を次のよう改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1号第4面記載上の注意及び同様式第4-2面記載上の注意「婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名」や「氏を改めた者においては、旧氏及び名」又、「（ ）書き」や「括弧書」に改める。

別紙様式第1号第4面記載上の注意「印」を記り、同様式第4-2面記載上の注意「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」又、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第八号「印」を置り、回様式記載上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第五号「印」を置り、回様式の「申請します。」の次の記載上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第六号「印」を置り、回様式の「申請します。」の次の記載上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第七号「印」を置り、回様式記載上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第八号「印」を置り、回様式記載上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」と改める。

別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）の「印」を置り、回様式記載上の姓氏「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」と改める。

(1) 氏名

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十九号「商 号」  
印」 や 「代表者の役職氏名」 に於て、同様の「代表者の役職氏名」 の次の記載上の姓氏及び同様の「商 号」

印」 や 「代表者の役職氏名」 に於て、同様の「代表者の役職氏名」 の次の記載上の姓氏及び同様の「商 号」  
記載上の姓氏 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 に、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に於て、同様の「商 号」

別紙様式第十号「商 号」  
印」 や 「商 号」 に、「日本における代表者の氏名」 に於て、同様の「日本における代表者の氏名」 の次の記載上の姓氏及び同様の「商 号」

における代表者の氏名」 の次の記載上の姓氏及び同様の「商 号」  
名」 や 「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に於て、同様の「商 号」

別紙様式第十一号「印」 を置き、同様の「代表者の役職氏名」 の次の記載上の姓氏及び同様の「商 号」  
記載上の姓氏 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 に、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に於て、同様の「商 号」

別紙様式第十号の四号「印」 を置き、同様の「主たる営業所又は事務所の所在地」 の次の記載上の姓

意及び回様式2記載上の注意1(イ)②印「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」又「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号記載上の注意2・印「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」又「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号第1面（記載上の注意を除く。）印「印」を罫り、回面記載上の注欄を次のよう改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十五号第4面記載上の注意及び回様式第4-2面記載上の注意印「婚姻により」を罫り、「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」又「（ ）書き」や「括弧書」に改める。

別紙様式第十六号第1面（記載上の注意を除く。）印「印」を罫り、回面記載上の注欄を次のよう改める。

### (記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十六号第4回記載上の注意2及び同様式第4—2回記載上の注記中「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「（ ）書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十七号第1回（記載上の注意を除く。）中「印」を置き、回記載上の注記を次のよう改める。

### (記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十七号第4回記載上の注意2及び同様式第7回記載上の注記中「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「（ ）書き」を「括弧書」に改める。

別紙様式第十八号第1回（記載上の注意を除く。）中「印」を置き、回記載上の注記を次のよう改

る。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十八号第4欄記載上の姓氏及び同様式第4欄記載上の姓氏「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」も「（ ）書き」や「括弧書」で求められる。

別紙様式第十九号第1欄（記載上の姓氏を除く。）は「印」を置き、同欄記載上の姓氏を次のよう改める。

(記載上の注意)

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2 主たる営業所等の住所については、本店の住所を記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における主たる営業所等の住所を記載すること。

別紙様式第十九号第2欄記載上の姓氏及び同様式第2欄記載上の姓氏「婚姻により」を置き、「婚姻

前の氏名」や「旧氏及び名」又、「（ ）書き」や「括弧書」に該文。

別紙様式様11十1印記欄上の姓欄に次のものと異なる。

## 5. その他

法第68条の規定による申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式様11十1印記欄上の姓欄に次のものと異なる。

## 5. その他

法第68条の規定による申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式様11十1印記欄上の姓欄又、印記欄上の姓欄又及ぼる印記欄の姓欄上に次のものと異なる。

(金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正)

第三十五条 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「記載し、被審人又はその代理人が記名押印する」を「記載する」に改める。

第四十一条第三項中「署名押印せし」を「署名せし」に改める。

別紙様式（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意一般的事項(二)中「記載した上、押印する」を「記載する」に改め、同記載上の注意一般的事項(2)中「記載した上、代表者印を押印する」を「記載する」に改め、同記載上の注意一般的事項(3)中「記載した上、本人の押印に代えて代理人が押印する」を「記載する」に改め、同記載上の注意一般的事項に次のように加える。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（実務補遺規則の一部改正）

第三十六条 実務補遺規則（平成十七年内閣府令第百六号）の一部を次のように改める。

第一項様式「印」を置き、同様式注記事項に次のよう記入せよ。

3 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名をこの申請書の氏名を記載する欄並びに代表者、実務補習責任者及び実務補習担当者の名簿に括弧書で併せて記載することができる。

第一項様式「印」を置き、同様式注記事項に次のよう記入せよ。  
（1）  
（2）  
（3）  
（4）

2 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二項第1項「婚姻前の氏名を記入」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和41年政令第119号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を記入」と、「婚姻前の氏名を記入」

第九条第一項「婚姻前の氏名を記入」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和41年政令第119号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を記入」と、「婚姻前の氏名を記入」

する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第三号ハ及び第九号イ(2)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二十条第一項第一号口、第三号ハ(3)及び第九号口中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第三十八条第一項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 旧氏及び名を、氏名に併せて法第三十二条第一項の対象議決権保有届出書に記載した場合において  
、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二百八条の二十第四号、第二百八条の二十二第二号ハ(3)、第二百二十二条第七号、第二百二十二条第  
三号口(3)及び第七号口(3)、第二百三十二条の五第七号、第二百三十二条の七第三号口(3)及び第七号口(3)並  
びに第二百三十八条の二第一項第一号ハ及び第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第二百三十九条第二項第一号口及び第三号口(3)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改め、同項第四  
号を次のように改める。

四 第二百三十八条第五号に掲げる事項について変更があつた場合 新たに国内における代理人となつ  
た者に係る次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第一百四十二条第一項第一号ニ及び第二号ニ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第一百五十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 登録の申請に係る外務員の旧氏及び名を当該外務員の氏名に併せて法第六十四条第三項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該外務員の旧氏及び名を証するものでないときは  
、当該旧氏及び名を証する書面

第一百六十一条第一号ハ及び第二号ハ並びに第一百六十三条第一項第二号及び第三号ロ(3)中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第一百九十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 登録の申請に係る外務員の旧氏及び名を当該外務員の氏名に併せて法第六十六条の二十五において

準用する法第六十四条第三項の登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該外務員の印及び名を証するものでないときは、当該印氏及び名を証する書面

〔三〕印第一項第一号ハ、第三号ハ及び第四号ハ、第二回同条第一号ハ(3)、第三号ハ及び第六号ハ、第三回同十九条第一項第一号ハ及び第二号ハ並びに第三回同回同条第一項第一号ロ、第三号ハ(3)及び第四号ロ申「婚姻前の氏名」を「印氏及び名」に改め。

別紙様式第一印第一回（注記事項を除く。）申「印」を置き、回回注記事項を次のよハに改め。

(注意事項)

- 1 法第31条第4項の変更登録を受けようとする場合にあっては、「財務（支）局長」に代えて変更登録の申請を行う金融商品取引業者の所管金融庁長官等の名称を記載し、また、「登録申請書」とあるのは「変更登録申請書」と、「第29条の2」とあるのは「第31条第4項」と、「同法第29条の登録」とあるのは「同項の変更登録」とすること。

- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1号第2面注意事項3(4)及び第4面からの第6欄までの注記欄印「婚姻により」を置り、「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第1号印「印」を置り、同様式注意事項印「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第3号印「印」を置り、同様式注意事項印「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第4号印「印」を置り、同様式注意事項印「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第5号印「印」を置り、同様式注意事項印「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第6号印「印」を置り、同様式注意事項印「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第7号印「印」を置り、同様式注意事項印「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名

」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号中「印」を削り、同様式注意事項1に次のように加える。

- (4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第八号の11中「印」を削り、同様式注意事項1に次のように加える。

- (3) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第八号の11中「印」を削り、同様式注意事項1に次のように加える。

- (3) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第九号第1面（注意事項を除く。）中「印」を削り、同様式注意事項を次のように改める。

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる

る。

別紙様式第九号第4面注記事項、第5面注記事項、第6面注記事項及び第10面注記事項即「婚姻により」を記す、「婚姻前の氏名」又「旧氏及び名」を記す。

別紙様式第十号注記事項に次のよう記入。

5 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号の「代表者の役職氏名」の次の注記事項を次のよう記入。

(注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十号印「印」を記す、同様式の「代表者の役職氏名」の次の注記事項即「婚姻前の氏名」

を「旧氏及び名」又、「当該氏名」又、「当該旧氏及び名」に密め。

別紙様式第十四項中「印」を置き、回数紙の「代表者の役職氏名」の次の括弧内に「婚姻前の氏名」又「旧氏及び名」又、「当該氏名」又、「当該旧氏及び名」に密め。

別紙様式第十五項中「印」を置く。

別紙様式第十六項の「印」を置き、回数紙の「代表者の役職氏名」の次に次のよう記入する。

#### (注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十七項中「印」を置き、回数紙の「代表者氏名」の次に次のよう記入する。

#### (注意事項)

法第33条の3第1項の登録申請書又は法第33条の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを

記載することができる。

別紙様式様十七印の「代表者の役職氏名」の次の姓禪事項を次のよう記入せよ。

(注意事項)

法第33条の3第1項の登録申請書又は法第33条の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式様十七印の「印」や彌々、回数紙の「代表者の役職氏名」の次の姓禪事項「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に記入せよ。

別紙様式様十七印の「印」や彌々、回数紙の「代表者の役職氏名」の次の姓禪事項「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に記入せよ。

別紙様式様十七印の「印」や彌々、回数紙の「代表者の役職氏名」の次に次のよう記入せよ。

(注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」や「代表者の役職氏名」も記載可能である。

#### (注意事項)

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」や「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」など、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」など

「印」や「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」など

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十八中第4回姓氏欄に及ぶ欄の「婚姻により」や「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」を記入する。

別紙様式第十九中「印」や「印」、同様式姓氏欄に次のものと記入する。

12 法第60条の2第1項の許可申請書又は法第60条の5第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第十九中第11回（姓氏欄を除く）の「印」や「印」、同様式姓氏欄に次のものと記入する。

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

る。

別紙様式第十九中の「〔第4回〕注意事項2及び第8回注記事項中「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と改め。

別紙様式第十九中の「〔印〕」を置き、同様に注記事項に次のものに加え。

10 法第60条の14第1項の許可申請書又は法第60条の14第2項において準用する法第60条の5第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書き併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第10回第1回注記事項中「〔印〕」を置き、「〔印〕」を置き、「婚姻前」の氏名を「旧氏及び名」と改め、「〔印〕」を置き、「婚姻前」の氏名を「旧氏及び名」と改め、「〔印〕」を置き、「婚姻により」を置き、「婚姻前」の氏名を「旧氏及び名」と改め。

別紙様式第10回の「〔法人にあっては、代表者の役職氏名〕」の次の注記事項2、同様に注意

事項の及び回数が該欄に「婚姻により」又は「婚姻前の氏名」又「旧氏及び名」となる。  
別紙様式様11十1中の「(法人にあっては、代表者の役職氏名)」の該欄に該氏名を記入する。

1 法第63条第2項又は第63条第8項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式様11十1中の「(法人にあっては、代表者の役職氏名)」の該欄に該氏名を記入する。

#### (注意事項)

法第63条第2項又は第63条第8項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「(法人にあっては、代表者の役職氏名)」を次に次の欄に記載する。

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

申請年月日	代表者印
商号、名称又は氏名	
代表者の役職氏名	

」

申請年月日	
商号、名称又は氏名	
代表者の役職氏名	

に改め、回数の記述欄の「婚姻前

の氏名」や「旧氏及び名」に、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」とある、回数欄に次のよう記入

№。

4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

申請者	申請年月日 商号、名称又は氏名 代表者の役職氏名	代表者印
-----	--------------------------------	------

申請者	申請年月日 商号、名称又は氏名 代表者の役職氏名
-----	--------------------------------

※※※。

(注意事項)

1 法第29条の2第1項若しくは第33条の3第1項の登録申請書又は法第31条第1項若しくは第33条

の6第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまで間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「外務員氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙表様「十四印様」欄（注脚欄を除く）母「印」や「」、印脚注欄母「」や「」、  
や「」、  
の次に次のものと並べる。

2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙表様「十四印様」欄脚注欄母「婚姻により」や「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に沿々、印様「」の次に次のものと並べる。

#### (注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができ

る。

別紙様式第11項の注記事項を次のとおり置く。

(注意事項)

- 1 [ ] 内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第11項の注記事項を次のとおり置く。

- 6 法第66条の2第1項の登録申請書又は法第66条の5第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第11項の注記事項を次のとおり置く。

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1「十七号第2面注意事項3及び第3面注意事項2「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第1「十八号2「印」を置き、同様式の「代表者の役職氏名」の次の注意事項及び同様式1(6)の次の注意事項1「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第1「十九号第1面（注意事項を除く。）2「印」を置き、同面注意事項を次のよう改める。

#### (注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1「十九号第2面注意事項3(4)、第4面注意事項2及び第5面注意事項3「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と改める。

別紙様式第1「十号2「代表者の役職氏名」の次の注意事項を次のよう改める。

## (注意事項)

法第66条の51第1項の登録申請書又は法第66条の54第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

司業登記簿川十叶一四〇の次の社員登記簿一五〇をもつて記載せよ。

### ② 役員の状況

当期末現在における役員について記載し、高速取引行為に係る業務を担当する役員を注記すること。

司業登記簿川十叶一四〇の次の社員登記簿一五〇をもつて記載せよ。

### ③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内における

る代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

別紙様式第三十弐<sup>一</sup>（8）の次の注意事項<sup>1</sup>（8）を次のよう改める。

#### （8） 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

（金融商品取引業協会等に關する内閣府令の一部改正）

第三十八条 金融商品取引業協会等に關する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のよう改定する。

第二条第一項第三号中「婚姻前の氏名を当該」を「田氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第119号）第三十条の十二）に規定する田氏をいふ。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「田氏及び名を証する」に改める。

第二十二条第六号中「婚姻前の氏名」を「田氏及び名」に改める。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第三十九条 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号ハ中「婚姻前の氏名を、」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第三十条第二項第六号ハ及び第三十一条第一項第三号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第五十四条第二項第一号イ(3)中「限る。」の下に「又はこれに代わる書面（役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含む。）」を加え、同号イ(4)中「登記事項証明書」の下に「又はこれに代わる書面（会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含む。）」を加え、同号ハ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて前項の認可申請書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第五十七条第一項第一号ロ(2)(三)及び(3)(三)並びに第一号ロ(1)(三)及び(2)(三)、第九十五条第一項第六号ハ、第五十一条第一項第一号ハ、第一百一一条の四第一項第一号ハ並びに第一百十五条第一項第一号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号サ「商号、名称又は氏名

印(イ)」を「商号、名称又は氏名

(イ)」に改め、同様式注意事項1に次のよつと記入。

亦 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号注意事項2(イ)サ「記入し、押印する」を「記入する」に改め、同注記事項2(イ)サ「記入、押印する」を「記入する」に改め、同注記事項2(イ)サ「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

別紙様式第一号(1)注意事項4サ「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十五号の「国内における代表者の氏名」の次の欄に「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」と、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」を記入する。

(有価証券の取引等の規制に関する法律令の一部改正)

第四十条 有価証券の取引等の規制に関する法律令(平成十九年四月一日施行)の一部を次のとおり改正する。

別紙様式第十五号の〔印〕及び〔印〕を置き、同様に記載上の注意を次のとおり改める。

(記載上の注意)

- 1 法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13)に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

- 2 買付数及び売付数は、株券にあっては株数、債券にあっては金額を記載すること。

同様に「印」を記入する場合は、印の上に「印」と記入する。

(記載上の注意)

- 1 法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
  - 2 買付数及び売付数は、株券にあっては株数、債券にあっては金額を記載すること。
- 同様に「印」を記入する場合は、印の上に「印」と記入する。
- 「記入し、代表者印を押印する」や「記入する」とある。
- 別紙登記簿印（記載上の注意を除く。）に「印」を記入する場合は、印の上に「記入し押印する」及び「記入し、代表者印を押印する」や「記入する」とある。

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正)

第四十一条 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式記載上の注意③を次のように改める。

(3) 代表者の役職氏名

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第一号様式記載上の注意④を次のよう改める。

(4) 最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に關し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

なお、氏名については、(3)に準じて記載することができる。

第一号様式記載上の注意⑤を次のよう改める。

(3) 代表者の役職氏名

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

録1-1中選出候議員の姓氏と氏名のふり字を記入。

(4) 最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に關し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

なお、氏名については、(3)に準じて記載することができる。

録1-1中選出候議員の姓氏と氏名のふり字を記入。

(5) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であつて、内部統制報告書の提出に關する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有する者（以下この(5)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

なお、氏名については、(3)に準じて記載することができる。

(公認会計士法施行規則の一部改正)

第四十一条 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式記載上の注意中<sup>3</sup>を4・<sup>1</sup>、<sup>2</sup>を3・<sup>1</sup>、<sup>2</sup>を2・<sup>1</sup>、<sup>2</sup>を3・<sup>1</sup>、<sup>2</sup>を2・<sup>1</sup>、<sup>2</sup>の順に並べる。

1. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13）に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意五・を次のように改める。

五. その他

1. 氏名

(1) 監査法人の社員の氏名

第20条第1項の届出書若しくは第21条第1項の届出書又は第60条の申請書若しくは第65条第1項

の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下1において同じ。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(2) (1)に掲げる者以外の者の氏名

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2. 添付書類

監査法人の組織図を添付すること。また、海外の規制当局等に提出した資料等がある場合には、これを添付すること。

二葉井銀川印銀一圓（銀圓山の地圖を述べ。）左「印」を置く、右銀圓山の地圖を述べる。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。第3面記載上の注意において同じ。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

同様に印も印の欄に次のものと記入。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

同様に印も印の欄（印の括弧を除く。）印「印」を記入、印の括弧を次のものと記入。  
NQ°

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。第2面記載上の注意及び第4面記載上の注意において同じ。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の理由が行政区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

同様に捺印の欄及び捺印欄に記入する。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

同様に捺印の欄及び捺印欄に記入する。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。

2. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に印を捺す。印の上に「印」と記入する。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に印を捺す。「印」と記入する。

#### （記載上の注意）

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に印を捺す。「印」と記入する。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」 や「  
」、括弧書の内側に記載する。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」 や「  
」、括弧書の内側に記載する。

（記載上の注意）

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」を記載する場合は、  
同様に「印」を記載する場合は、

（記載上の注意）

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」を記載する場合は、  
同様に「印」を記載する場合は、

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については

、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」を記入する場合は、同様に記入する。

(記載上の注意)

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」を記入する場合は、同様に記入する。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏

名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」又は「印」と記載する欄に当該旧氏及び名を記載することができる。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

「印」と記載する欄に当該旧氏及び名を記載することができる。

3. 第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載するこ

とができる。

同様に「印」を記載する場合。

(記載上の注意)

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

同様に「印」を記載する場合。

(記載上の注意)

第60条の申請書又は第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正)

第四十三条 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「記載し、被審人又はその代理人が記名押印する」を「記載する」に改める。

第四十一条第三項中「押印」を削る。

（外国監査法人等に関する内閣府令の一部改正）

第四十四条 外国監査法人等に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式記載上の注意(4)を次のように改めると。

(4) 記載事項のうち、名称又は氏名に係る事項については、原語名を括弧内に記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

代理人を定めた場合には、代理人について記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

同様に「印」を置く場合は、印の右側に次のように記入。

#### (1) 代理人

代理人を定めた場合には、代理人について記載すること。

なお、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条

の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（金融商品取引法第五章の用の規定による特定紛争解決機関に属する閣府令の一部改正）

第四十五条 金融商品取引法第五章の用の規定による特定紛争解決機関に属する閣府令（平成11年1月閣府令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和41年政令第119号）第10条の13に規定する旧姓をいう。以下同じ。）及び名を当該」と、「婚姻前の氏名

を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正)

第四十六条 前払式支払手段に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号口中「婚姻前の氏名を、」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十一号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に改め、同条第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十二条第一項第四号口、第十六条第三号、第二十条第一項第四号口並びに第五十一条第二号及び第三号中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第1面中「印」を削り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第2面記載上の姓妻<sup>ア</sup>・母<sup>シ</sup>「婚姻により」や<sup>ア</sup>「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に改め、同様式第8面記載上の注意<sup>ア</sup>・に後<sup>シ</sup>改<sup>ル</sup>して次のように記入<sup>ル</sup>。

また、氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号<sup>ア</sup>「印」を<sup>ア</sup>、同様式記載上の姓妻<sup>ア</sup>・母<sup>シ</sup>「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>ア</sup>、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」<sup>ア</sup>改<sup>ル</sup>。

別紙様式第三号第1面<sup>ア</sup>「印」を<sup>ア</sup>、同面に次のよう記入<sup>ル</sup>。

#### (記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の役職氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号第2面記載上の姓妻<sup>ア</sup>・母<sup>シ</sup>「婚姻により」や<sup>ア</sup>「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に改め、同様式第8面記載上の注意<sup>ア</sup>・や<sup>ア</sup>・<sup>シ</sup>・<sup>ア</sup>・<sup>シ</sup>・<sup>ア</sup>・<sup>シ</sup>・<sup>ア</sup>・<sup>シ</sup>の<sup>ア</sup>次のように記入<sup>ル</sup>。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四印「印」を置く、回数栏に次のもとに記入する。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の役職氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五印記載上の注欄を次のもとに改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六印（記載上の注意を除く。）印「印」を置く、回数栏記載上の注欄③・及び④・を削り  
、②・を③・ル、①・を②・ル、①・ルの間に加える。

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七印（記載上の注意を除く。）印「印」を置く、回数栏記載上の注欄⑤・及び⑥・を削り

、4・を5・ル・3・を4・ル・2・を3・ル・1・の次に次のものに加え。

2・氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することがで  
きる。

別紙様式第八号記載上の注記1・を6・ル・2・から4・番地を1番の繰り下が、1・の次に次の  
ものに加え。

2・氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載するこ  
とができる。

別紙様式第十1印「印」を置く、回様式記載上の注記1・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」等、  
「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十1印第1回印「印」を置く、回面記載上の注記2・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」  
等、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十1印「印」を置く、回様式記載上の注記2・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」等、  
「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十四印第1回母「印」を置り、同様式第2面記載上の姓母<sup>2</sup>・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>3</sup>、「当該氏名」<sup>4</sup>や「当該旧氏及び名」<sup>5</sup>に改める。

別紙様式第十六印母「印」を置り、同様式記載上の注意<sup>2</sup>・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>3</sup>、「当該氏名」<sup>4</sup>や「当該旧氏及び名」<sup>5</sup>に改める。

別紙様式第十七印母「印」を置り、同様式記載上の注意<sup>2</sup>・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>3</sup>、「当該氏名」<sup>4</sup>や「当該旧氏及び名」<sup>5</sup>に改める。

別紙様式第十九印母「印」を置り、同様式記載上の注意<sup>2</sup>・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>3</sup>、「当該氏名」<sup>4</sup>や「当該旧氏及び名」<sup>5</sup>に改める。

別紙様式第「十」印第1回母「印」を置り、同様式第2面記載上の姓母<sup>2</sup>・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>3</sup>、「当該氏名」<sup>4</sup>や「当該旧氏及び名」<sup>5</sup>に改める。

別紙様式第「十一」印母「印」を置り、同様式記載上の注意<sup>2</sup>・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>3</sup>、「当該氏名」<sup>4</sup>や「当該旧氏及び名」<sup>5</sup>に改める。

別紙様式第「十二」印母「印」を置り、同様式記載上の注意<sup>2</sup>・母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」<sup>3</sup>

、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第1「十四卯申「印」を置り、回様式記載上の注意2・丑「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 リ  
、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第1「十五卯酉「印」を置り、回様式記載上の注意2・丑「婚姻前の氏名」 や 「旧  
氏及び名」 リ、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第1「十六卯丑「印」を置り、回様式記載上の注意2・丑「婚姻前の氏名」 や 「旧  
氏及び名」 リ、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第1「十七卯寅「印」を置り、回様式記載上の注意2・丑「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 リ  
、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第1「十八卯丑「印」を置り、回様式記載上の注意2・丑「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 リ  
、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第1「十九卯丑「印」を置り、回様式記載上の注意2・丑「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 リ  
、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第1「二十卯丑「印」を置り、回様式記載上の注意2・丑「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 リ  
、「当該氏名」 や 「当該旧氏及び名」 に改める。

別紙様式第三十号第1面中「印」を削り、同面記載上の注意を次のよう改める。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三十号第2面記載上の注意4・廿「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に改め、同様式第8面記載上の注意1・二後部に次のよう記入加べる。

また、氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三十一号第1面中「印」を削り、同様式第2面記載上の注意1・廿「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」又、「当該氏名」や「当該旧氏及び名」に改める。

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

第四十七条 資金移動業者に関する内閣府令(平成11年内閣府令第四号)の一部を次のよう改正する。

第六条第三号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十一号)第二十条の十三)に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を当該」と、「当該婚姻前の氏名」

を「当該田氏及び名」に改める。

第十条第一項第四号ロ中「婚姻前の氏名」を「田氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第1面ヰ「印」を罫り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第2面記載上の注意へ・ヰ「婚姻により」や罫り、「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」へ、「括弧書き」や「括弧書」に改め、同様式第6面記載上の注意に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第1面ヰ「印」を罫り、同面に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」欄に

括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第1「申欄の面記載上の姓氏へ・母「婚姻により」や姫、「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「括弧書き」や「括弧書」に改め、回欄式第7「面記載上の姓氏に次のものに替へる。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第3「印」を置く、回欄式に次のものに替へる。

#### (記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四「記載上の注意」を次のものに改める。

#### (記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第5「印」を置く、回欄式記載上の姓氏へ・及ぶる・を置く

、3・を4・ル、2・を3・ル、1・の次に次のようになります。

2・氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号（記載上の注意を除く。）母「印」を置き、同様式記載上の注意中の「及び」を削り、5・を6・ル、4・を5・ル、3・を4・ル、2・の次に次のようになります。

3・氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号記載上の注意中の「及び」を6・ル、2・が5・ルや1・の繋りトク、1・の次に次のようになります。

2・氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号「印」を置き、同様式記載上の注意中の「母」、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」と、「記載した当該氏名」や「記載した当該旧氏及び名」など、「当該氏名を括弧書き」や「当該旧氏及び名を括弧書」と、「又は当該氏名」や「又は当該旧氏及び名」などとあります。

同裏表紙十一印「印」を置く、同裏表紙上の姓母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」や「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」や「当該旧氏及び名を括弧書き」に、「又は当該氏名」や「又は当該旧氏及び名」が含まれる。

同裏表紙十二印「印」を置く、同裏表紙上の姓母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」や「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」や「当該旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」や「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」や「当該旧氏及び名を括弧書き」に、「又は当該氏名」や「又は当該旧氏及び名」が含まれる。

同裏表紙十三印「印」を置く、同裏表紙上の姓母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」や「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」や「当該旧氏及び名を括弧書き」に、「又は当該氏名」や「又は当該旧氏及び名」が含まれる。

同裏表紙十四印「印」を置く、同裏表紙上の姓母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「記載した当該氏名」や「記載した当該旧氏及び名」に、「当該氏名を括弧書き」や「当該旧氏及び名を括弧書き」に、「又は当該氏名」や「又は当該旧氏及び名」が含まれる。

同裏表紙十五印「印」を置く、同裏表紙上の姓母「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」に、「記

載した当該氏名」 や「記載した当該旧氏及び名」 や 「当該氏名を括弧書き」 や「当該旧氏及び名を括弧書」 や 「又は当該氏名」 や「又は当該旧氏及び名」 や略等。

司農寺帳十叶印一回母二回母印鑑上の姓母母「婚姻前の氏名」 や「旧氏及び名」 や 「記載した当該氏名」 や「記載した当該旧氏及び名」 や 「当該氏名を括弧書き」 や「当該旧氏及び名を括弧書」 や 「又は当該氏名」 や「又は当該旧氏及び名」 や略等。

司農寺帳十叶印一回母二回母印鑑上の姓母母「婚姻前の氏名」 や「旧氏及び名」 や 「記載した当該氏名」 や「記載した当該旧氏及び名」 や 「当該氏名を括弧書き」 や「当該旧氏及び名を括弧書」 や 「又は当該氏名」 や「又は当該旧氏及び名」 や略等。

司農寺帳十叶印一回母二回母印鑑上の姓母母「婚姻前の氏名」 や「旧氏及び名」 や 「記載した当該氏名」 や「記載した当該旧氏及び名」 や 「当該氏名を括弧書き」 や「当該旧氏及び名を括弧書」 や 「又は当該氏名」 や「又は当該旧氏及び名」 や略等。

司農寺帳十叶印一回母二回母印鑑上の姓母母「米穀貢納の體制に歸する事無<sup>シ</sup>」 の次の印鑑上の姓母母「婚姻前の氏名」 や「旧氏及び名」 や 「記載した当該氏名」 や「記載した当該旧氏及び名」 や

「当該氏名を括弧書き」 や 「当該旧氏及び名を括弧書き」 リ 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 リ 記入。

司業帳記録「[印] 印を置く、回収帳記録上の姓欄」・ 女「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 リ 「記載した当該氏名」 や 「記載した当該旧氏及び名」 リ 「当該氏名を括弧書き」 や 「当該旧氏及び名を括弧書き」 リ 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 リ 記入。

司業帳記録「[印] 印を置く、回収帳記録上の姓欄」・ 女「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 リ 「記載した当該氏名」 や 「記載した当該旧氏及び名」 リ 「当該氏名を括弧書き」 や 「当該旧氏及び名を括弧書き」 リ 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 リ 記入。

司業帳記録「[印] 印を置く、回収帳記録上の姓欄」・ 女「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 リ 「記載した当該氏名」 や 「記載した当該旧氏及び名」 リ 「当該氏名を括弧書き」 や 「当該旧氏及び名を括弧書き」 リ 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 リ 記入。

(資金清算機関に置かれた回収帳の 1 箇所)

第四十八条 資金清算機関に置かれた回収帳（平成11年1月1日以後）の 1 箇所のものとする。

第四条第一号ハ(3)中「婚姻前の氏名を、」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第二百九十二条）第三十条の十三）に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に、同号ニ及び同条第二号ニ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第十一条第二項第二号ハ及び第三号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式中「印」を削り、同様式目次記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正）

第四十九条 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第一百九十二条）第三十条の十三）に規定する旧氏をいう。）及び名を当該」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第五十条 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第119号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

別紙様式中「印」を削り、同様式目次記載上の注意1、同様式5記載上の注意1及び同様式7記載上の注意1中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第五十一条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改める。

第二十条第一項第三号ニ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式中「印」を削り、同様式の「代表者の氏名」の次の記載上の注意、同様式4(2)記載上の注意2及び同様式5記載上の注意2中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

(特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正)

第五十二条 特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成一十七年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ニ中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第二百九十一号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に改め、同条第一号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第六条第二号ロ(3)及び第三号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

(暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正)

第五十三条 暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正

する。

第六条第三号中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十一年政令第一百九十一号）第三十条の十三）に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「当該婚姻前の氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

第十一條第二項第四号ロ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号第1面中「印」を削り、同面に次のように加える。

#### （記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。  
別紙様式第一号第2面記載上の注意へ・中「婚姻により」を削り、「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「括弧書き」を「括弧書」に改め、同様式第11面記載上の注意に次のように加える。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第一号第12面記載上の注意中「を6. ム、2. から4. までは繰り上げ、1. の次

に次のよつに加へる。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第11号第1面左「印」を置き、回面に次のよつに加へる。

(記載上の注意)

- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「国内における代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第11号第3面記載上の姓欄へ・母「婚姻により」を置き、「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」など、「括弧書き」や「括弧書」に改め、回様式第7面記載上の姓欄へ・母「を併せて」を置き、回様式第12面記載上の注意に次のよつに加へる。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第11号第13面記載上の注欄へ・母「」や「」、母「」、母「」、母「」、母「」の次

に次のものに加へる。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号「印」を削り、回数が記載上の注記④・及び⑤・を削り、

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。  
別紙様式第四号記載上の注記を次のものに改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）号「印」を削り、回数が記載上の注記④・及び⑤・を削り、  
③・を④・とする。②・を③・とする。①・の次に次のものに加える。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号（記載上の注意を除く。）号「印」を削り、回数が記載上の注記⑥・及び⑦・を削り

、 4. もの、 3. もの、 2. の次に次のものに記載。

3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第七号記載上の注欄に、「記載した当該氏名」や「当該旧氏及び名」を括弧書きで記載する。の次に次のものに記載。

2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十号「印」や墨、「回様式記載上の注欄」に「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」や「当該氏名」や「当該旧氏及び名」を括弧書きで記載する。

別紙様式第十号の「印」や墨、「回様式記載上の注欄」に「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」や「当該氏名」や「当該旧氏及び名」を括弧書きで記載する。

別紙様式第十号「印」や墨、「回様式記載上の注欄」に「婚姻前の氏名」や「旧氏及び名」や「記載した当該氏名」や「記載した当該旧氏及び名」を括弧書きで記載する。

名を括弧書」 や 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 に該ふ。

「記載した当該氏名」 や 「記載した当該旧氏及び名」 や 「当該氏名を括弧書き」 や 「当該旧氏及び名を括弧書」 や 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 に該ふ。

「印」 や 「印鑑」 や 「印鑑の印」 や 「印鑑の印鑑」 の姓氏 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 や 「記載した当該氏名」 や 「記載した当該旧氏及び名」 や 「当該氏名を括弧書き」 や 「当該旧氏及び名を括弧書」 や 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 に該ふ。

#### (記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「分別管理監査を行う者」の欄に括弧書で併せて記載することができる。

「印鑑の印」 や 「印鑑の印鑑」 の姓氏 「婚姻前の氏名」 や 「旧氏及び名」 に該ふ。

#### (記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「履行保証暗号資産分別管理監査を行う者」の欄に括弧書で併せて記載することができる。

「記載した当該氏名」 や 「記載した当該旧氏及び名」 リ 「当該氏名を括弧書き」 や 「当該旧氏及び名を括弧書き」 リ 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 リ 没名。

「記載した当該氏名」 や 「記載した当該旧氏及び名」 リ 「当該氏名を括弧書き」 や 「当該旧氏及び名を括弧書き」 リ 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 リ 没名。

「記載した当該氏名」 や 「記載した当該旧氏及び名」 リ 「当該氏名を括弧書き」 や 「当該旧氏及び名を括弧書き」 リ 「又は当該氏名」 や 「又は当該旧氏及び名」 リ 没名。

## 三

この点では、公表の用から施行する。ただし、次の如きの場合は、当該名を用いて公表の用から施行す

る。

一 第二十一條中保険業法施行規則第二百十四条第一項に一号を加える改正規定、同令別紙様式第十七号登録申請書（生命保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号登録申請書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十七号の二の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十八号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第十九号の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（損害保険代理店）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（少額短期保険募集人）の改正規定（記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の二の改正規定（「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3ヵ年度）」の次の記載上の注意に係る部分に限る。）、同令別紙様式第二十五号の三の改正規定（「4. 保険募集にかかる苦情の発生件数（直近3ヵ年度）」の次の記載上の注意に係る部分に限る。） 令和三年四月一日

〔 第三十七条中金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五十一條及び第三百九十一條の改正規定、同令別紙様式第一「十」一号注意事項の改正規定（「4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。」に係る部分に限る。）並びに同令別紙様式第一「十三」号注意事項の改正規定（「2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、「外務員氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。」に係る部分に限る。） 令和二年七月一日